

高齢者や障害者の外出支援

(2013年愛知自治体キャラバンまとめ)

【バス】実施は41市町村(75.9%)。豊根村は無料乗車券の発行
 【タクシー】未実施は、瀬戸市、津島市、みよし市、あま市、長久手市、大治町、設楽町、豊根村
 障害の程度や要介護度の基準にも開きがある
 【両方無し】津島市

市町村名	巡回バス・福祉バスの実施状況					タクシー代助成		
	実施	高齢者の年齢	利用料			備考	実施	内容
			高齢者	障害者	一般			
合計	41	—	—	—	—	—	46	—
1 名古屋市	○	65	一部負担		200	敬老バスの交付	○	障がい者のみ実施
2 豊橋市	×						○	70～79歳:2,000円の電車・バス利用券とタクシー利用券の選択 80歳以上4,000円の電車・バス利用券とタクシー利用券の選択(組合せも可) 身障、療育、精神障害手帳所持の6歳以上の人にバス・電車・タクシー用の乗車券(2000円分)を年1回配布 身体障がい者手帳1～3級、療育手帳A・B判定、精神手帳1・2級の人で自動車税・軽自動車税の減免を受けていない人にタクシー助成券(15000円分)、車いす利用者にはさらに介護サービス券(2400円分)を年1回配布
3 岡崎市	×						○	身体障がい者手帳1～3級、療育手帳A・B判定、精神手帳1・2級の方で自動車税、軽自動車税の減免を受けていない方に、年間18,000円分のタクシー利用券を交付。
4 一宮市	○		100	100	100	iーバス、就学前無料 生活交通、就学前無料、小学生100円	○	満90歳以上の高齢者や身体障がい者手帳3級以上、療育手帳B以上、精神手帳2級以上の方が、一宮市と契約するタクシー会社等のタクシーやリフト付きタクシーを利用の場合に基本料金分を年間30回までタクシー券で助成。
5 瀬戸市	○					老人福祉センター利用時の送迎	×	
6 半田市	×						○	初乗り金額の9割を助成するタクシー券(24枚/年)を下記高齢者と障がい者に交付。高齢者:市民税非課税世帯で要介護認定の日常生活自立度A以上の方、又は認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ上の方。障がい者:身障1・2級、療育A、精神1級の方。また、要介護4・5の高齢者と障がい者の身障1・2級で非課税世帯にはさらに24枚追加交付可。
7 春日井市	○	75	100	0	200		○	身体1～3級、療育A・B、精神1・2級の方(所得等支給制限あり)に月6枚年間72枚(1枚につき630円以内)のタクシー利用券を助成 身体障がい者手帳1・2級、下肢機能障がい1・2級の人に月4枚年間48枚(1枚に付1250円以内)のリフト付タクシー利用券を助成
8 豊川市	×						○	下記対象者に1人1年度20枚(1枚が初乗り料金分割引)配布。対象:身障1・2級(身障手帳の視覚・下肢・体幹の場合は1～3級)、療育手帳AまたはB、精神手帳1・2級 下記対象者に1人1年度60枚(60,000円分)助成。身体1・2級かつ療育Aでストレッチャーを使用しなければ外出が困難な方
9 津島市	×						×	
10 碧南市	○						○	身体1～3級、療育A・B、精神1・2級の方に対し、月2枚のチケット(初乗り料金分が対象)を交付。所持している手帳の障害に関係して週に1回以上通院している場合は4枚、週に3回以上通院している場合は8枚となる。

市町村名		巡回バス・福祉バスの実施状況					タクシー代助成		
		実施	高齢者の年齢	利用料			備考	実施	内容
				高齢者	障害者	一般			
11	刈谷市	○		0	0	0		○	<p>高齢者タクシー: 要支援2又は要介護1以上で市民税非課税世帯に属する65歳以上の在宅の人。当該タクシーの初乗り運賃(最大680円)を上限とした利用券を月に3枚。</p> <p>介護タクシー: 要介護1以上で特殊車両が必要な65歳以上の在宅の人。車いす用昇降機付車両3,280円、寝台付車両3,640円を上限とした利用券を月に3枚。</p> <p>福祉タクシー: 市内在住の身体障害者手帳1～3級所持者、療育手帳A・B判定所持者、精神保健福祉手帳1・2級保持者のうち、自動車税、軽自動車税の減免を受けている人。一般タクシー430円～680円、車いす用昇降機付車両2,950円～3,280円、寝台付車両3,270円～3,640円を上限とした利用券を月に3枚。</p>
12	豊田市	○	65	100	100			○	<p>料金の半額(100円未満切り上げ)を支払うことができるタクシー料金助成券を交付。高齢者と障がい者の双方の基準に該当する場合は両方合わせて16,000円相当/年を上限とする。</p> <p>高齢者: 下記該当者に16,000円相当/年。介護保険の認定を受けている65歳以上の方で単身世帯又は世帯の構成者が次のいずれかに該当する方のみである在宅の方。①介護保険の認定を受けている方、②障がい者タクシー料金助成の対象者、③満18歳未満の方。</p> <p>障害者: 障がい者タクシー料金助成、身体障がい1・2級、療育A判定、精神障がい1級は16,000円相当/年、身体障がい3級、療育B、精神障がい2級は12,000円相当/年、下肢障がい4級、視覚障がい4～6級は4,000円相当/年。</p>
13	安城市	○		100	100	100	あんくるバス	○	<p>高齢者については、要介護1以上の人(障がい者福祉タクシーを利用している人及び自動車税等減免を受けている人を除く)が、医療機関や介護保険施設等へ通院、通所をする時に、車椅子用昇降機やストレッチャー用昇降機を装備した福祉タクシーを利用すると料金の一部を助成。助成は利用券を月3枚交付。</p>
14	西尾市	○	75	0	0	100	※運転免許証を自主返納した75歳以上	○	
15	蒲郡市	×						○	<p>70歳以上の方が市内で利用する場合、3割(タクシー会社1割、市2割)負担の助成。1回1,000円、年間100回が限度。</p> <p>体幹・下肢・内部・視覚の身体障がい3級以上、知的障がいB判定以上、及び精神障がい2級以上の方(自動車税減免者は除く)にタクシー券(運賃680円・迎車代110円)の助成(24回分)</p>
16	犬山市	○				200		○	<p>85歳以上の高齢者及び84歳以下の身体障がい1・2級、療育手帳A判定、精神障がい1級の方で希望者に月4枚のタクシー利用券を交付し、相当額(上限680円)を助成。</p>
17	常滑市	×						○	<p>対象者は、身体障がい1・2級及び視覚、下肢又は体幹機能障がい3級、療育A判定、精神障がい1級の方。タクシーの年間利用券(基本料金)を24枚交付。</p>
18	江南市	×						○	<p>85歳以上の方に基本料金を補助するチケット48枚を交付。</p>
19	小牧市	○	65	0	0	200		○	<p>要介護3以上で居宅と医療機関又は在宅福祉サービス等の実施場所までの移動をリフト車もしくは寝台装着車により行った場合に1時間又は20kmを上限に利用料(運賃)を年間12回まで助成。</p> <p>身体障がい1～3級、療育A・B判定、精神障がい1・2級の方にタクシーの基本+料金のタクシー券を年間48枚交付。</p>

市町村名		巡回バス・福祉バスの実施状況					タクシー代助成		
		実施	高齢者の年齢	利用料			備考	実施	内容
				高齢者	障害者	一般			
20	稲沢市	○		200	200	200	要介護3以上の在宅高齢者の移送用車両月2回まで無料で利用可能	○	タクシーの料金の一部(基本料金、年間最大24枚の利用券)を助成。対象は、身体障がい1～3級、療育A・B、精神障がい1・2級等。
21	新城市	○	65	350	350	—		○	80歳以上のひとり暮らしや70才以上の世帯員のみのお家の80歳以上の方に1回700円のチケットを24枚支給。
22	東海市	○		100	0	100		○	福祉タクシー: 身体障がい1・2級、又は3級で視覚、下肢、体幹機能障害のある方、療育手帳交付の方に年間24枚の助成券を交付(利用1回に付初乗り料金分) リフト付き福祉タクシー: 車椅子、リフト付福祉タクシーを利用することが適当と認められる方、介護認定3～5の方に年間24枚の助成券を交付(利用1回に付初乗り料金分)
23	大府市	○	70	0		100		○	要介護3・4・5の方にリフト付福祉タクシー助成券を交付。月に2枚(年間24枚、1回当たり3,670円)。
24	知多市	×						○	福祉タクシー助成(75歳以上に基本料金部のタクシー利用券12枚/年)。 リフト付タクシー助成(要介護3以上の寝たきりと常時車椅子使用の方に24枚/年)
25	知立市	○			0	100		○	高齢者1年につき36回、1回3,000円(身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者手帳の交付を受けている人は2700円)
26	尾張旭市	○		100	0	100		○	80歳以上に基本料金相当分(500円以内)のチケット24枚/年。要支援1以上で市民税非課税世帯の方には年間12枚を追加交付。
27	高浜市	○		100	100	100		○	身障手帳1～3級、療育手帳A・B、精神障害福祉保健福祉手帳1・2級所持者に基本料金およびお迎え料金を助成。自動車税、軽自動車税の減免を受けている場合は対象外
28	岩倉市	○	65	300	300			○	高齢者タクシー助成: 基本料金と送迎料金を月2回助成 高齢者リフトタクシー助成: 1回5,000円を月1回助成 障がい者タクシー助成: 基本料金と送迎料金を月3回助成
29	豊明市	○	65	500				○	障がい者、介護保険認定者(非課税世帯)に年間48回分初乗り運賃助成
30	日進市	○	65			0	コースにより100円又は200円若しくは高齢者バス月1,000円	○	身体障がい1～3級、療育A・B、精神障がい1・2級の方に1乗車820円まで、48枚交付
31	田原市	○				100		○	70歳以上: 500円券を12枚。 1・2級の下肢・体幹・視覚障がい者及び1級の内部障がい者、A判定の知的障がい者、1・2級の精神障がい者の方に500円券12枚を2回。
32	愛西市	○	65	0	0	0		○	65歳以上でひとり暮らし又は高齢者のみ世帯に初乗り運賃と迎車回送料金を助成。
33	清須市	○				100		○	障がい者の方(身体障がい1～3級、療育A・B、精神障がい1・2級)に1乗車650円を助成、年120回が限度
34	北名古屋	○						○	85歳以上の在宅の方にタクシー利用券で助成
35	弥富市	○	75	0	100	200		○	高齢者は介護認定者及び要支援者に1回24枚(年間)を交付。 身体障がい1～3級、療育A・B、精神障がい1・2級の方にチケット48枚(年間)を交付。
36	みよし市	○		100	100	100		×	
37	あま市	○						×	

市町村名		巡回バス・福祉バスの実施状況					タクシー代助成		
		実施	高齢者の年齢	利用料			備考	実施	内容
				高齢者	障害者	一般			
38	長久手市	○	65				65歳以上高齢者に1,000円分のリノモカードを交付	×	
39	東郷町	○	65	0	0	100		○	75歳以上のひとり暮らしと75歳以上のみ世帯で交通に支障のある方にタクシー料金助成利用券1回500円限度を24枚/年。障がい者は36枚/年。
40	豊山町	○					豊山タウンバスに対して赤字補填助成	○	高齢者:要介護認定者に基本料金分24枚/年 障がい者:年間最大48枚(初乗り運賃及び送車料金)
41	大口町	×				100		○	80歳以上の住民税非課税者、75歳以上の単身・高齢者世帯・要支援要介護の認定者に初乗り運賃分48枚/年 障がい者で前年度の住民税が200万円未満の方に48枚/年
42	扶桑町	×						○	80歳以上高齢者。40～79歳介護保険要介護要支援認定者。基本料金助成36回/年。80歳以上で要介護要支援者には24回/年を追加。
43	大治町	○		0	0	0		×	
44	蟹江町	○						○	障がい者対象に基本料金と迎車料金。36枚/年
45	飛島村	○	60	0	—	—		○	高齢者:65歳以上でひとり暮らし、高齢者のみ世帯。1500円+迎車料金チケットを36枚/年。 障がい者:1500円+迎車料金。36枚/年。リフト付きタクシーは初乗り運賃相当額+迎車料金。
46	阿久比町	○		0	0	0		○	70歳以上の高齢者対象に初乗り料金相当30枚/年
47	東浦町	○		100	0	100	身障1・2級随行者無料	○	要介護3以上高齢者。リフト付きタクシー(3,640円)24枚/年。身障1・2級には、お迎え料金24枚/年、リフト付きタクシー24枚/年
48	南知多町	×						○	重度障がい者に年間24枚基本料金を助成
49	美浜町	○						○	障害者対象に基本料金分24回/年。高齢者は運転免許証を持っていない70歳以上の方に年間12回のタクシー基本料金を助成
50	武豊町	○		100	100	100		○	身障手帳1～2級、療育手帳A・B、精神障害福祉保健福祉手帳1・2級所持者に基本料金を助成
51	幸田町	○		0	0	0		○	高齢者無し。障がい者対象にタクシー利用券35000円分。自動車税もしくは軽自動車税減免者は除く。
52	設楽町	○	65	0	0	0		×	
53	東栄町	×						○	要介護認定者や身体障がい者手帳所持者等へ、庁内医療機関受診時のタクシー代を助成
54	豊根村	○		0	0		村営バス運行。65歳以上高齢者、障がい者は全額補助	×	